平 監 第 1 3 号 令和6年7月23日

 平川市長
 長尾
 忠行
 様

 平川市議会議長
 石田
 降芳
 様

平川市監査委員 鳴海和正

平川市監査委員 小田桐 正 和

随時監査の結果報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定に基づき随時監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を報告する。

記

第1 監査の概要

- 1 監査の実施日令和6年7月17日から同月19日まで
- 2 監査の対象

尾上地域の消防団(第11分団~第16分団) 碇ヶ関地域の消防団(第17分団~第19分団、第20分団第3部(女性消防団))

3 監査の実施内容

本監査は、下記事項について関係書類との照合、検査を行うとともに、消防団員及び関係職員から説明を聴取することにより実施した。

【評価項目】

- ① 令和5年度における交付金引去簿(通帳等)及び出動日誌等の整備管理状況
- ② 今和6年度における機械器具の整備点検状況及び屯所内の備品の管理状況

第2 監査等の結果

消防団は、団員らの自らの地域は自らで守るという郷土愛護精神に基づき組織され、地域密着性、要員動員力、即時対応力の3つの特性を生かしながら消防防災活動を行っている。消防団は地域の消防防災体制の要であり、常備消防のみでは対応不可能な大規模災害時には、住民の避難支援や災害防御等も行うなど地域の安全確保のために果たす活動に対して心から敬意を表するものである。

監査の結果、出納管理について、交付金引去簿は作成されていたが領収書類が保管されておらず支払金額の証拠を確認できない分団があったため、領収書類の保管を求めた。市担当係においては、引き続き交付金引去簿の作成について確認を続けるとともに領収書類の保管が徹底されるよう各分団に指導をお願いする。

活動報告書、車両使用簿及び整備点検簿の整備管理状況については、一部に不備があったため、書類の作成及び綴込みを徹底されるよう各分団に指導をお願いする。

これらの原因として、分団長等の交代による引継ぎが効率的に行われていないことが考えられる。可能であれば市担当係が立会いのうえ引継ぎされることを検討されたい。

第12分団第1部上猿賀機械置場の可搬式ポンプについては、経過年数も古く定期点検も無く消火活動へ支障が生じることが想定されるので、処分又は更新を検討していただきたい。なお、これについては令和3年度に実施した監査の際にも指摘している。

屯所内の備品の管理状況については、備品管理簿と備品現数との相違が一部で見られたため、適正な管理をお願いする。

屯所の整理整頓状況については、一部に清掃がされていないと思われる屯所があったことから定期的に清掃されるよう各分団に指導をお願いする。